

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第九項の規定によって、福山港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

平成二十八年二月二十五日

福山港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 港湾計画の変更の概要

平成十年四月十六日付け広島県報によってその概要を公告した福山港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

1 専用埠頭計画

地区名	施設及び規模
鋼管	岸壁 水深一メートル 延長四七〇メートル ニバース 岸壁 水深七メートル 延長二〇メートル ニバース ドルフィン 水深七メートル 一バース ドルフィン 水深六メートル 一バース

2 水域施設計画

地区名	施設及び規模
鋼管	泊地 水深一メートル 一ヘクタール 泊地 水深七メートル 泊地 水深六メートル 一ヘクタール 航路・泊地 水深一メートル

二 港湾計画の縦覧の場所

広島県土木建築局港湾漁港整備課（広島市中区基町一〇番五二号）